(四)　国民の努力

国民は、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとすることとした。（第五条関係）

2　基本的施策

(一)　復興に関する施策の迅速な実施

国は、1の(三)により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならないこととした。（第六条関係）

(二)　資金の確保のための措置

国は、予算の徹底的な見直し及び財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用、その他の措置を講ずることにより、復興のための資金の確保に努めるものとすることとした。（第七条関係）

(三)　復興債の発行等

国は、別に法律で定めるところにより、復興債を発行するものとすることとし、この復興債については、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとすることとした。（第八条関係）

(四)　復興に係る国の資金の流れの透明化

国は、その復興に係る国の資金の流れについては、その透明化を図るものとすることとした。（第九条関係）

(五)　復興特別区域制度の整備

政府は、復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとすることとした。（第一〇条関係）

3　東日本大震災復興対策本部

(一)　設置、所掌事務等

(1)　内閣に、東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務等をつかさどる東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第一一条及び第一二条関係）

(2)　本部の長を、東日本大震災復興対策本部長とし、内閣総理大臣をもって充て、東日本大震災復興対策副本部長に、内閣官房長官等をもって充てることとした。（第一三条及び第一四条関係）

(3)　本部に、東日本大震災復興対策本部員を置くこととした。（第一五条関係）

(二)　現地対策本部

地方機関として、所要の地に現地対策本部を置くこととし、現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員を置くこととした。（第一七条関係）

(三)　東日本大震災復興構想会議の設置等

(1)　本部に、復興に関する重要事項を調査審議する事務等をつかさどる東日本大震災復興構想会議を置き、内閣総理大臣が任命する議長及び委員二五人以内をもって組織することとした。（第一八条関係）

(2)　(1)のほか、原子力発電施設の事故被災地の復興に関する重要事項について、特別に調査審議する合議制の機関を置くことができることとした。（第一九条関係）

(3)　東日本大震災復興構想会議及び(2)の合議制の機関は、必要があると認めるときは、関係行政機関等に対し、必要な協力を求めることができることとした。（第二〇条関係）

(四)　事務局（第二一条関係）

(1)　本部に、事務局を置き、事務局長その他の職員を置くこととした。

(2)　事務局に、現地対策本部事務局を置くこととした。

(五)　主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすることとした。（第二二条関係）

4　復興庁の設置に関する基本方針（第二四条関係）

(一)　別に法律で定めるところにより、内閣に、期間を限って、復興庁を設置することとした。

(二)　復興庁は、復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務並びに復興に関する施策の実施に係る事務等をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとすることとした。

(三)　本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとすることとした。

(四)　復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとすることとした。

5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇津波対策の推進に関する法律（法律第七七号）

（内閣府本府）

1　津波は、平成二三年三月一一日に発生した東日本大震災においても明らかになったように、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害である。我が国は、過去幾度となく津波により甚大な被害を受け、また、東日本大震災により多くの尊い命を失ったことは、痛恨の極みである。さらに、東日本大震災では、原子力発電所の事故による災害の発生により、地域住民の生活及び我が国の経済社会に深刻な影響を及ぼしている。

他方、津波は、その発生に際して国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができることから、津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であり、東日本大震災という未曽有の大災害を受け、その重要性が一層高まっている。

我が国は、地殻の境界及びその周辺に位置し、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知恵、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要がある。

ここに、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、この法律を制定することとした。（前文関係）

2　目的

この法律は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めることにより、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

3　津波対策を推進するに当たっての基本的認識

津波対策を推進するに当たっての基本的認識を定めた。（第二条関係）

4　この法律の趣旨及び内容を踏まえた津波対策の実施

国及び地方公共団体は、災害対策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、津波対策を適切に実施しなければならないこと等とした。（第三条関係）

5　連携協力体制の整備

国は、津波対策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、大学等の研究機関、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならないこととした。（第四条関係）

6　津波の観測体制の強化及び調査研究の推進

国は、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めなければならないこと等とした。（第五条関係）

7　地域において想定される津波による被害の予測等

都道府県及び市町村は、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならないこと等とした。（第六条関係）